

委託契約書（案）

- 1 業務委託の名称
令和4年度春の特別展「鹿島と香取」展示資料の梱包・輸送及び陳列等業務委託
- 2 委託業務の内容
別紙1 令和4年度春の特別展「鹿島と香取」展示資料の梱包・輸送及び陳列等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- 3 履行場所 茨城県立歴史館 外
- 4 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- 5 契約金額 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 6 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第46条第2号各号のいずれかに該当する契約の場合の契約保証金については全額または一部を免除する。

茨城県立歴史館長 小泉 元伸（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、令和4年度春の特別展「鹿島と香取」展示資料の梱包・輸送及び陳列等業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、仕様書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承せしめてはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約の実施に際して知りえた事実を第三者に漏らしてはならない。

（業務内容の変更など）

第4条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、または委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間その他この契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならないものとし、その賠償額は、甲乙協議して定める。

（履行期間の延長等）

第5条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を示して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、乙の責めに帰する理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、乙から賠償金を徴収して履行期間を延長することができる。

3 前項の賠償金の額は、延長日数に応じ、委託料に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし、その延期日数は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は委託業務を遂行するに当たり、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する理由により生じたものは、甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(検査及び業務完了通知書の提出)

第7条 乙は、輸送、展示、撤去等の委託業務に関し、業務完了後 14 日以内に、甲の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項のほか、委託業務が完了したときは、遅滞なく、甲に対して業務完了通知書を提出しなければならない。

(委託料の支払い)

第8条 乙は、前条の検査が終了し、甲が業務委託を完了したと認めたときは、甲が指定する方法により、頭書の契約金額を請求することができる。

2 甲は、前項に基づく請求書を受けたときは、その請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により、頭書の期間内に完了の見込みがないことが、明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なくして、通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても着手しないとき。

(3) その他この契約の条項に違反したとき。

2 前項各号の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この契約書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 茨城県水戸市緑町2丁目1番15号
職氏名印 茨城県立歴史館
館長 小泉 元伸 印

乙 住 所
氏 名 印